

茅ヶ崎市附属機関設置条例及び茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第28号

茅ヶ崎市附属機関設置条例及び茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

茅ヶ崎市いじめ問題再調査会	市長の諮問に応じて、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の調査を行い、その結果を答申すること。	5人以内
---------------	---	------

を

茅ヶ崎市いじめ重大事態再調査会	市長の諮問に応じて、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の調査を行い、その結果を答申すること。	重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）ごとに5人以内
-----------------	---	--

に改め、

「

同表教育委員会の項中

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会	いじめの防止等（いじめ防止対策推進法第1条に規定するいじめの防止等をいう。）のための対策に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するとともに、教育委員会の諮問に応じて同法第28条第1項の調査を行い、その結果を答申すること。	10人以内
----------------	---	-------

を

「

茅ヶ崎市いじめ防止対策審議会	いじめの防止等（いじめ防止対策推進法第1条に規定するいじめの防止等をいう。）のための対策に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	10人以内
茅ヶ崎市いじめ重大事態調査会	教育委員会の諮問に応じて、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査を行い、その結果を答申すること。	重大事態ごとに5人以内

に改める。

」

（茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 いじめ問題再調査会委員の項を次のように改める。

いじめ重大事態再調査会委員	日額	10,000円（1時間を超えて調査を行った場合には、10,000円に、その超えた時間30分につき5,000円を加算して得た額）
---------------	----	---

別表第1中「いじめ防止対策調査会委員」を「いじめ防止対策審議会委員」に、

いじめ防止対策調査会臨時委員	日額	13,000円
----------------	----	---------

を

いじめ重大事態調査会委員	日額	10,000円（1時間を超えて調査を行った場合には、10,000円に、その超えた時間30分につき5,000円を加算して得た額）
いじめ重大事態調査会臨時委員	日額	10,000円（1時間を超えて調査を行った場合には、10,000円に、その超えた時間30分につき5,000円を加算して得た額）

に改める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。